

01. 63

地域団体商標登録出願に係る組合等であることを証明する書面について（商）

1. 主体要件の規定

地域団体商標登録出願に係る出願人の主体要件については、「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）」と規定されている。（商7条の2第1項柱書）

また、地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に一般社団法人（その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めがあるものに限る。）が含まれる場合であって、当該一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標登録出願の出願人となる場合には、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、商標法第7条の2第1項に規定する組合等とみなされる（地域未来投資促進法23条1項）。

2. 組合等であることを証明する書面

出願人は、地域団体商標の主体要件を満たすことを証明する書面を提出しなければならない（商7条の2第4項）。組合等の類型により、証明する事項と提出すべき書面は以下のとおりである。

書面の提出がない場合には、手続の補正を命じる（商77条2項において準用する特17条3項2号）。

- (1) 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め（以下「加入自由の定め」という。）のあるものに限る。）（以下「事業協同組合等」という。）

ア. 法人格を有する組合であること

- ・登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面（以下「登記事項証明書等^{注1}」という。）

イ. 加入自由の定めがあること

- ・設立根拠法の写し等^{注2}

- (2) 商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人

商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること

・登記事項証明書等^{注1}

(3) 商標法第7条の2第1項に規定する組合等とみなされた一般社団法人（地域未来投資促進法23条1項）

ア. 一般社団法人であること^{注3}

・登記事項証明書等^{注1}

イ. 加入自由の定めがあること

・定款の写し（承認地域経済牽引事業計画に定款の定めが記載されていない場合）

ウ. 承認地域経済牽引事業計画期間内において承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けようとする承認地域経済牽引事業者であること

・承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域未来投資促進法13条6項又は10項に規定する地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し）

(4) 上記(1)及び(2)に相当する外国の法人

ア. 事業協同組合等に相当する外国の法人

a. 構成員の共同の利益の増進を目的とする旨の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注4}

b. 法人格を有すること

・出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）

c. 加入自由の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注5}

イ. 商工会又は商工会議所に相当する外国の法人

a. 商工業の改善発達を図ることを目的とする旨及び営利を目的としない旨の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注4}

b. 法人格を有すること

・出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）

c. 加入自由の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注5}

ウ. 特定非営利活動法人に相当する外国の法人

a. 営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること

・設立根拠法の写し等^{注2注4}

- b. 法人格を有すること
 - ・ 出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（例えば、法人証明書等）
- c. 加入自由の定めがあること
 - ・ 設立根拠法の写し等^{注2 注5}

（改訂令和4・4）

^{注1} 登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

^{注2} 設立根拠法の写しに代えて、願書の出願人の欄に【法人の法的性質】の欄を設けて、当該設立根拠法の該当条文その他必要な事項を記載することができる（商施規様式第3の2 備考2）

^{注3} 「一般社団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人を指す。

^{注4} 外国法人の設立目的等の確認に当たっては、外国と我が国との間に制度上の相違があり得ることから、設立根拠法に準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能である。これらの公的機関が定めた文書が当該国の制度上存在しない場合には、出願人に対し、定款（法人の目的、組織、活動等に関する根本規則）の提出を求める。

^{注5} 外国法人の加入自由の定めの有無の確認に当たっては、外国と我が国との間に制度上の相違があり得ることから、設立根拠法に準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能である。